

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 教育推進部児童青少年課施設整備担当

問合せ先 03 - 5803 - 1161

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	民間学童クラブ施設整備事業補助金								
根拠規定等	文京区民間学童クラブ施設整備事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	25	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	8年	終了予定年月	
見直し年月	令和	2	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	2年		
見直しの内容	開所前賃借料補助金の追加								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5 民生費	4 児童福祉費	4 児童館費	6 民間学童保育事業	1 民間学童保育事業	55			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者を経費の一部を補助する。										
補助事業等の内容	区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを設置する事業者に対し、開設に係る費用の一部を補助する。										
補助対象経費の内容	(1) 既存施設の改修、設備の設置及び修繕、備品の購入、工事等に要する経費 (2) 学校110番の設置に要する経費 (3) 開所前賃借料に要する経費										
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを設置する事業者										
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額) <input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] <設置・修繕等に関する経費への補助> 1200万円までは、区1/12・国1/3・都7/12の負担割合、1200万を超える部分(上限300万円)は区1/4・都1/4・事業者1/2 <学校110番設置に関する補助> 全額補助(上限30万円、都10/10) <開所前賃借料に関する補助> 全額補助(上限75万円、都2/3・区1/3) [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]										
公募の状況	非公募										
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()										
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	1/12、1/4 0、1/3	国	1/3、0 0、0	都	7/12、1/4 10/10、2/3	補助対象者	0、1/2 0、0
			上乗せの内容・理由								

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	2
決算(予算)額	13,770	13,800	13,775	31,050
国庫支出金	4,000	4,000	4,000	8,400
都支出金	7,345	7,375	7,350	18,300
その他	0	0	0	0
一般財源	2,425	2,425	2,425	4,350
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	これまで、民間事業者による都型学童クラブを5施設開設し、延長保育や一時利用など、公設の育成室では対応できないニーズのある児童の受入先を確保することができた。
課題	これまでの開設地域のほかにも、利用が見込まれる地域への開設を進めていく必要がある。
今後の方向性	引き続き民間事業者の誘致を行い、開設後の運営費補助と併せて実施していく。